

在学生の皆様へ

関西学院大学 学生活動支援機構（学生課）

被災地の皆様、被災地出身の学生の皆様、ご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

関西学院大学では、令和元年台風第15号の影響による停電により災害救助法の適用を受けた地域世帯（別紙ご参照）の学生に対し経済的支援を図るため、本人からの申し出により2019年度秋学期学費のうち授業料の減免措置を講じることになりましたのでお知らせいたします。

災害にあわれた世帯の方につきましては、至急、学生課（神戸三田・西宮聖和・大阪梅田・西宮北口キャンパスの学生は、各所属学部・研究科事務室）までご相談いただき、授業料の減免措置を希望する場合は下記内容を確認の上、手続きを行うようにしてください。

記

1. 対象者

令和元年台風第15号の影響による停電により被災され、災害救助法が適用された地域に居住し、被災された世帯の在学生（正規の学部生、大学院生）で以下のいずれかの要件に該当する方。

- ① 被災地に居住する家計支持者が災害に起因する事由で亡くなった方
- ② 家計支持者が所有かつ居住する家屋が全壊・半壊（修理不可能で取り壊すもの）及び滅失した方
- ③ 災害により家計支持者が負傷され、入院・長期加療を必要とする方
- ④ その他 ※④の場合、申請前に一度ご相談ください。

※指定地域は、別紙をご参照ください。（2019年9月12日付 内閣府HP掲載情報）
ただし、後日追加される可能性がありますので、各自ご確認をお願い致します。

2. 授業料の減免措置

災害救助法適用地域の学生：2019年度秋学期授業料全額免除

3. 提出書類

- ①本人の申請書（被災者学費・授業料減免措置申請書（在学生用））
 - ②被災状況証明書等
 - ・「死亡診断書」（1-①の場合）
 - ・「市町村が発行する罹災証明書」（1-②の場合）
 - ・「家屋の損壊状況が証明できる書類」（1-②の場合）
 - ・「家計支持者の入院・長期加療を証明する医師の診断書」（1-③の場合）
- ※上記のほか大規模半壊・半壊の場合は「取り壊し申込書」もあわせて提出ください。

4. 申込期間

2019年10月25日（金）までに申込を行ってください。

■事務取扱時間

平日8:50~11:30、12:30~16:50、土曜日8:50~12:20

※次の期間は閉室しております。

- 日曜日・祝日（授業実施日を除く）
- 10月の第2土曜日

5. 申込・問い合わせ先

学生課

（神戸三田・西宮聖和・大阪梅田・西宮北口キャンパスの学生は各所属学部・研究科事務室まで）

6. その他

日本学生支援機構奨学金の緊急貸与（第一種）、応急貸与（第二種）の申込を随時受け付けています。また、学生本人が該当地域に居住していて半壊以上の被害を受けている場合等は、JASSO支援金の対象となる可能性があります。詳細については、学生課までお問い合わせください。

令和元年台風第15号の影響による災害救助法の適用地域
(9月12日付 内閣府HP情報)

※後日追加される可能性もありますので、各自ご確認ください。

【千葉県】

千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町（第1報、法適用日：令和元年9月9日）

以 上